

第 1362 号
(131)

巡視船とかしき臨時修理 (搭載艇揚卸装置)

仕 様 書

第十一管区海上保安本部
令和 8 年 8 月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続は請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術部に提出するものとする。

- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」および「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

- 5 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

- 6 この修理の施工に当り、秘密保全に該当する場合は、秘密保全に関する誓約書に基づき、秘密の保全に努めるものとする。

- 7 修理場所が米軍施設内となる場合、立入り等する際は事前に監督職員と調整するものとし、施設内では米軍関係者の指示に従うものとする。

別途指示のない限り、修理場所は沖縄県石垣市に停泊中の巡視船とかしきとする。

- 8 引渡し期限は令和 8 年 1 月 29 日、修理開始日は契約日以降とする。

- 9 (1) 第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書を遵守すること。

(2) 請負金額の支払いについては、検査職員の検査合格後、請負業者からの請求によるものとする。

第二章 船体部

搭載艇揚卸装置

搭載艇揚卸装置（PKM350/10）について、次の整備を行い良態を確認する。

また、取替えた部品は適法に処分する。

1 俯仰シリンダの運搬及び開放整備

- (1) 俯仰シリンダ一式を取外して梱包等の必要な処置を施し、請負業者指定場所まで運搬する。

なお、往復送料は請負業者負担とする。

- (2) 俯仰シリンダを開放し、オーバーホール及びロッドの研磨、修正を行う。
- (3) シリンダナット、球面ブッシュ、俯仰用シールキットを取替え、組立てる。
- (4) 整備済みのシリンダに梱包等の必要な処置を施し、次の送付先まで運搬する。

【送付先】

〒907-0013

沖縄県石垣市浜崎町1丁目1番地8号

石垣海上保安部気付巡視船とかしき

- (5) 整備済みの俯仰シリンダを取付ける。
- 2 プラットフォーム（本船支給）の取替え
- 3 ウィンチマニホールドASSYの取替え
- 4 前後揺動装置（本船支給）の取替え